

茨木市青少年指導員設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市青少年指導員（以下「指導員」という。）の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指導員の任務)

第2 青少年が心身ともに健やかに成長し、常に社会の一員としての自覚と責任をもって自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲をもち、有為な社会人として成長するように、ボランティア精神に基づいて指導・援助することを通じて、個人及び公共の福祉に寄与するため、次の事項を遂行することを任務とする。

- (1) 青少年に関する相談
- (2) 青少年のための個人及び集団の指導
- (3) 青少年のための組織づくり
- (4) 地域青少年団体の育成指導
- (5) 地域社会の浄化と環境づくり
- (6) 青少年の街頭指導
- (7) 問題青少年の把握とその指導的措置
- (8) 関係機関・団体との連絡協調
- (9) 青少年に関する各種情報・資料の収集と広報・啓発活動
- (10) その他青少年の健全育成のために必要な活動

(指導員の定数)

第3 指導員の定数は128人以内とし、各中学校区ごとの生徒数及び地域性その他活動状況に応じて配置する。

(指導員の任期)

第4 指導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導員の委嘱)

第5 指導員は、茨木市青少年問題協議会会長が委嘱する。

(指導員の資格要件)

第6 指導員資格は、当該中学校区内に居住する者で、かつ、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年の指導について見識と熱意を有し、活動力があること。
- (2) 人格がすぐれ、地域で信頼が厚いこと。
- (3) 選任時において、青少年関係団体に属していること。

(4) 選任時において、年齢20歳以上60歳未満であること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、指導員の経験があり、かつ、選任時において63歳未満の者を委嘱することができる。

(指導員会の設置)

第7 指導員の任務の遂行と青少年問題協議会及び健全育成組織並びに指導員間の有機的連携を図るため、各中学校区ごとの青少年指導員会（以下「指導員会」という。）を設置する。

2 指導員会は、当該中学校区内のすべての指導員をもって組織する。

3 指導員会に次の役員をおく。

会 長 1人

副会長 1人

4 会長は、指導員を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

6 役員を選出は、当該中学校区内の指導員の互選とする。

7 指導員会に顧問を置くことができる。顧問は、当該中学校区の小・中学校長等とし、会長のもとめに応じて適時助言するものとする。

(活動の報告)

第8 指導員は、随時又は1年間の活動の内容を所定の様式により、青少年問題協議会会長に報告するものとする。

(委嘱の取消し)

第9 指導員が次の各号の1に該当するときは、委嘱を取り消すものとする。

(1) 指導員にふさわしくない行為があったとき。

(2) 第6に掲げる要件を欠くにいたったとき。

(雑 則)

第10 この要綱に定めるもののほか運営に必要な事項等は、青少年問題協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年5月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。